

# 琉球大学学術リポジトリ

## 憲法九条への「新しい光」と改憲論の「周辺」

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高作, 正博, Takasaku, Masahiro メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/1681">http://hdl.handle.net/20.500.12000/1681</a>

## 憲法九条への「新しい光」と改憲論の「周辺」

高作正博

はじめに

## 一 改憲論と平和主義

1 改憲論の経緯

2 改憲論の内容

## 二 改憲論批判

1 改憲論の「作法」批判

2 改憲論の「根拠」批判

終わりに——改憲論に抗する視点

はじめに

改憲、論憲、廃憲、追憲、修憲、創憲など、憲法に対する政治的立場は様々であるが、およそ護憲以外のこれら

の立場は、絶対平和主義を採用する日本国憲法の「規範」と自衛隊・日米安保条約の「現実」との乖離を直視し、「規範」の方を捉え直すことでこの乖離を解消しようとするところに共通点を有するものと考えてよいであろう。しかし、芦部信喜教授が宮沢俊義教授の言葉を引用しながら指摘しているところに見られるように、このような態度には問題がある。

「現在の四圍の情勢を考えると、何らの展望を示すことなく、『憲法を裏からもぐるよりは、表からその改正を唱えるほうがいい』と主張することは、憲法のもつ貴重な理念、特に『恒久平和の実現という人類共通の課題を先取りした理想主義的な規範』と先に引いた『朝日新聞』社説の言う憲法第九条の理念を、まさに無にするおそれすらあるように思われる。そうだとすれば、憲法学は、憲法の価値ないし理念に新しい光を与えることの重要性を再確認する要もあろう。それは改憲タブー論ではない。憲法を含め法はすべて、現実に執行され遵守されるという実定性をもたなくてはならぬ以上、『裏からもぐるより表から改正を唱えるほうがいい』と説くのは、法治国家の憲法論として正論ではあるが、それも状況に大きく規定され、状況とのかかわりで考えなくてはならないからである」<sup>1)</sup>。

この中で重要な指摘は、「憲法の価値ないし理念に新しい光を与えること」の意義を強調している点と、改憲を「状況とのかかわりで考えなくてはならない」としている点である。改憲の動きに対して批判的な視点から検討を加える場合には、ただ改憲反対を述べるだけでは説得力に欠ける。そこで、以下では、憲法の基本的価値の改変を容認する立場を包括して「改憲論」と呼び、その動向及び問題点を探ることを目的とする。とりわけ、現在の政治状況が改正を唱えるに適した状況であるかどうか、また、改憲論が主張する根拠は適当か等の点について検討を加えていくこととしたい。

## 一 改憲論と平和主義

九〇年代に入ってから改憲論とそれまでの改憲論との関係については、本質的に異なるとする見方と本質は変わっていないとする見方<sup>2</sup>とがある。そこで、まず現在に至るまでの改憲論の経緯を簡単にまとめ、現在の改憲論の内容・特徴を整理する。その上で改憲論にまつわる雰囲気を探っておきたい。

### 1 改憲論の経緯

これまでの改憲論の経緯を簡単にまとめておきたい。

#### (1) 七〇年代以前

まず、七〇年代までの改憲論の経緯については、佐藤功教授による五つの時期区分が参考になる<sup>3</sup>。

第一に、憲法施行前後の時期である<sup>4</sup>。日本国憲法の公布は、一九四六年一月三日であるが、それより約二週間前の一〇月一七日、極東委員会は、憲法再検討に関する政策決定を行っていた。その内容は、日本国憲法がポツダム宣言の条項を充足しているかどうかを再検討する機会をもつべきとするものではあったが、主として、この時期における総司令部と極東委員会との意見衝突を反映したものであった。この時期の改憲論の特徴として、「公法研究会の『憲法改正意見』と東大憲法研究会の『憲法改正の諸問題』という二つの共同研究を生んだこと、そしてこれら二つの改正意見の基本的立場は、次の第二の時期以後の改正論のそれとは全く異なっているということ」を指摘することができる。即ち、これらの改憲論は、「ともにこの憲法の基本原理を支持し、さらにそれを明確化し、強化するための改正の主張」であって、以降の時期には見られない改正案であった<sup>5</sup>。

第二に、占領終了の時期である。五〇年六月の朝鮮戦争の勃発を契機として、日本の防衛・再軍備問題が生じる。改憲論として憲法九条改正が唱えられ、また、占領時の憲法の再検討という気運が高まった。「押しつけ憲法」論が強く唱えられたのもこの時期からである。

第三に、五三年夏以降の第五次吉田内閣・鳩山内閣の時期である。第一九国会（五三年二月～五四年六月）において、MSA協定の承認及び自衛隊法・防衛庁設置法（いわゆる防衛二法）の制定があったことから、改憲論議が激しくなった。特に、①自由党と改進黨が党内に憲法調査会を発足させ（五四年三月及び四月）、憲法改正を内容とする「日本国憲法改正案要綱」と「憲法改正の問題点」を公表したこと、②改進黨と自由党が合同して民主党が結成され（五四年一月）、吉田内閣にかわって成立した鳩山内閣は常に憲法改正が「悲願」であると語ったこと、③民主党・自由党と緑風会をバックとして、「自主憲法期成同盟」及び「自主憲法期成議員同盟」が超党派的なものとして結成されたこと、④五五年一月に結成された自由民主党で憲法調査会が発足し（五六年一月）、「憲法改正の問題点」を公表したこと、⑤政府に憲法調査会を設置する法案が第二四国会（五六年）で成立したこと等が注目される。しかし、憲法擁護を標榜する社会党と憲法擁護国民連合（五四年一月結成）が、五五年二月の衆議院総選挙と五六年七月の参議院通常選挙で両院ともに三分の一を確保するのに成功したため、鳩山内閣の改憲の試みは挫折した。

第四に、五七年に発足した憲法調査会の時期である。調査会には、社会党と民社党、また改憲に反対の学識者が参加を拒否した。池田内閣は、改憲問題に低姿勢を示し、「仮に両院で三分の二を獲得したとしても憲法改正を強行するつもりはない」という慎重・消極な態度を示した。その背景には、五五年二月の衆議院総選挙と五六年七月の参議院通常選挙で自民党が三分の二を獲得できなかったことがあったとされる。憲法調査会では、憲法の制定経緯

や施行の実際について調査が行われ、その報告書は両論併記という形でとりまとめられた(六四年七月)。

第五に、七〇年代までの時期である。この時期は、多党化現象の進展に伴い自民党単独支配の動揺・終焉が語られるに至ったこと、憲法への評価についての基本的対立点が変わ化したこと(国民主権を弱体化させようとする天皇制強化論は力を弱めつつあること、自衛隊違憲訴訟において裁判所による自衛隊の既成事実の承認がほぼ定着したこと<sup>⑤</sup>)等を除けば、ほぼ第四の時期と変わりはない。

## (2) 八〇年代以降

八〇年代は、経済大国化の実現に伴った政治大国化・軍事大国化への要求が強まる時期である。具体的には、七八年の「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定を受けて日米安保体制が強化されていく過程であり、従来の憲法改正手続に従った「明文改憲」の動きと裁判所によって承認された「解釈改憲」の動きとが混じり合う時期である。第一に、明文改憲の動きとしては、奥野法務大臣(八一年当時)が改憲の演説をしたり、各種民間団体、財界、旧軍人、右翼文化人、右翼雑誌等で明文改憲の必要性が強調されていることを指摘することができる。また、自主憲法期成議員同盟が「第一次憲法改正草案試案」(八一年一〇月)及び「第一次憲法改正草案試案追加案」(八二年一二月)を発表したこと、自民党憲法調査会に小委員会が設置され審議が続けられていること(八一年春以降)等が注目される。明文改憲論が再び浮上してきたのは、①憲法と安保体制との矛盾・対立が解釈改憲では処理しにくい状況に到達していること、②八〇年の衆参同日選挙によって自民党が圧勝し、国民意識においても保守的潮流が高まったことを理由とする。しかし、この動きも、八三年一二月の総選挙での自民党の後退をきっかけに、「中選挙区制の下で有権者を配慮せざるをえない議員たちの動揺(利益政治の壁)に阻まれて急速にしぼんでいった」<sup>①</sup>。

第二に、解釈改憲の動きとしては、鈴木内閣及び「戦後政治の総決算」を掲げる中曽根内閣が、「日米防衛協力

ための指針(ガイドライン)」に対応する形で、軍拡の方向へ歩みだしたことを指摘しなければならぬ。即ち、「有事法制」研究第一次中間報告(八一年四月二二日)及び「有事法制」研究第二次中間報告(八四年一〇月一六日)の公表<sup>①</sup>、リムバック(環太平洋合同演習)への自衛隊の参加、シーレーン(航路帯)防衛を国の政策としたこと、防衛費がGNPの1%枠を突破し(八六年一二月)、政府もGNP1%枠撤廃を閣議決定したこと(八七年一月二五日)等、自衛隊の増強が試みられ、防衛と外交に関する国家秘密の保護を内容とする「国家秘密保護法案」も提出された(八五年六月)。また、靖国公式参拝の強行(八五年八月一五日)等、「新しいナショナリズムの醸成」<sup>②</sup>にも力が入れられた。

続いて、九〇年代は、湾岸危機・戦争をきっかけとして改憲論が一斉に主張された時期である。「国際貢献」を旗印に、自衛隊の海外派兵を可能にするためのPKO活動や国連軍(国連憲章四三条)への参加等が積極的に議論された。この時期に改憲論を展開したものには、自民党「国際社会における日本の役割に関する調査会」(小沢調査会)答申案の公表(九二年二月)、小沢一郎『日本改造計画』及び「日本国憲法改正試案」、自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議による「日本国憲法改正草案」<sup>③</sup>、読売新聞憲法問題調査会の「第一次提言」、それに続く読売新聞社の「憲法改正試案」及び「憲法改正第二次試案」<sup>④</sup>、西部邁の「日本国憲法改正試案」<sup>⑤</sup>、小林節の「日本国憲法改正私案」<sup>⑥</sup>等が注目されるであろう。こうした動きが現在の憲法調査会の設置に結びついたことはいままでもない。最近でも、小泉首相による「首相公選制」導入に限定した改憲論や、山崎拓自民党幹事長の「新憲法試案」<sup>⑦</sup>が出されている。

他方、明文改憲ないし解釈改憲とほぼ同時並行的に主張されたのは、第三の途とも評される「立法改憲」<sup>⑧</sup>の試みである。これは、「いきなり憲法自体には手をつけず、さりとて解釈改憲の方法でいくにも無理がある」というときに、

国会の承認を経た新立法の形で、必ずしも憲法の規範とは整合的でない重要政策を押し通すというやり方をいう。<sup>②</sup> 具体的には、改憲論の側から、「平和安全基本法」(小沢一郎)、「安全保障基本法」(読売新聞社憲法問題調査会)、また護憲論の側からも「安全保障基本法」(社会党、公明党)、「平和基本法」(学者、評論家)が提唱された。

## 2 改憲論の内容

ここでは改憲論の内容について整理する。その際に、七〇年代以前の議論、八〇年代以降の議論、現在の憲法調査会の議論とを対比して論じることとする。

### (一) 七〇年代以前

七〇年代以前、とりわけ憲法調査会で議論されたような改憲論の内容としては、次の三点を指摘することができよう。<sup>③</sup> 第一に、「あるべき憲法像」を提示し、それに合致するように求める改憲論である。これには、①国民が自主的に制定する憲法(自主憲法制定論、「押しつけ憲法」論)、②日本の歴史と伝統に合致する憲法、③世界の動向(冷戦構造を背景とする集団安全保障体制の現状)に即応する前向きな憲法、④理想に走ることなく実効的な憲法(第九条改正)等の主張がある。

第二に、憲法上の不明確な規定から生じる解釈上の疑義を解消するための改憲論である。例えば、天皇は元首であるかどうか、自衛のための戦力の保持は許されるか等が不明確であるとして、それぞれ天皇が元首であることの明記、自衛のための戦力の保持を認めるような改正等が主張されていた。

第三に、日本国憲法が多くの好ましくない弊害をもたらしたとして主張された改憲論である。例えば、「国家意識・民族意識の低下」、「愛国心の喪失」、「国論の分裂」、「自由の乱用」、「暴力の横行」、「道義の退廃」、「秩序の無視」な



どである。これらの弊害はまた、憲法があまりにも自由と人権を強く保障しすぎているという批判に結びついている。

(2) 八〇年代以降の議論

八〇年代の改憲論については、自主憲法制定論をはじめ(奥野発言)、天皇の「元首」化、戦争放棄の見直し(自主憲法制定国民会議、自主憲法期成議員同盟)等、七〇年代以前とほぼ変わらない改憲論が主張された。

それに対して、九〇年代に主張された改憲論はかなりその主張内容が異なる。即ち、憲法見直し論のレトリックに新しいものが登場したことを指摘することができる。①自衛隊の合憲性はもはや問題とはされず、それを前提として自衛隊が海外へ出動できるかどうか論点とされたこと、②冷戦体制が崩壊した状況の下で自衛隊の海外派兵の必要性を主張する点(地域紛争の激化に伴う国際貢献の必要性、「国平和主義」の問題性)、③憲法前文の国際協調主義の理念を利用して、自衛隊の海外派兵の根拠に使用した点、④国連を持ち出して、自衛隊の海外派兵を正当化する根拠に利用した点である。

また、知る権利規定の新設<sup>23)</sup>、プライバシー権や名誉権、環境権等の新しい人権規定の新設<sup>24)</sup>など、人権保障の充実を意図した改正案が提示されていることも、この時期の改憲論の特徴であるように思われる。

もっとも、七〇年代までの改憲論と同じ内容の提言が九〇年代になってもまだ見られたことも事実である。「押しつけ憲法」論<sup>25)</sup>、天皇が元首であることの明記<sup>26)</sup>、自衛隊のための戦力の保持を認めるような改正<sup>27)</sup>、国民の憲法尊重擁護義務や「国を守る義務」規定の新設<sup>28)</sup>などが注目されるべきであろう。

## 二 改憲論批判

ここでは、芦部教授が指摘した、改憲を「状況とのかかわりで考えなくてはならない」とする点についての検討が必要である。この点に関し、九〇年代の改憲論や現在の憲法調査会の議論の動向を見る限り、およそ四〇年前とほぼ変わらない議論を繰り返しているという印象を拭えない。即ち、第一に、内容の類似である。「押しつけ憲法」論等の憲法の「生まれ」にこだわる点、憲法九条の改正により戦力保持を認める点、人権保障が強すぎるとする批判がだされている点などの共通点を指摘することができるであろう。第二に、手法の類似である。政治改革・選挙制度改革とワンセットで改憲論が出されている点に共通点を見出すことができる。さらに改憲論の問題点を指摘するとすれば、改憲論の「作法」の問題点および改憲論の「根拠」の問題点を上げることができるであろう。

### 1 改憲論の「作法」批判

まず、改憲論の「作法」については、以下の三点が指摘されなければならない。

#### (一) 「軍事大国化」志向

第一に、現在既に進行中の「軍事大国化」志向が問題とされなければならない。現在の改憲論は、これまでの解釈改憲を憲法成文によつて確認するだけでなく(自衛隊・日米安保体制の正当化)、さらに解釈改憲によつても実現が困難であった海外派兵、とりわけ国連軍への自衛隊の派兵を正当化しようとするところに特徴を持つ。但し、「軍事大国化」の動きは、改憲とは距離を置いた様々な場面で既に進行している。この点を自衛隊の増強という場面で日米安保体制の完備という場面に分けて整理しておきたい。

まず、自衛隊の増強という場面については、①有事立法の整備、②海外派兵のための法整備に分けて見ておこう。

①有事立法についてである。絶対平和主義を一つの基本原理とする日本国憲法が制定されたにもかかわらず、有事立法研究は、戦後比較的早い段階で始められていた。<sup>31)</sup>特に六〇年の日米安保条約改定の際に、「日米両国の双務性が強調され、自衛隊戦力の質的向上と作戦展開能力の強化が求められるや、自衛隊が戦力として日米共同作戦を遂行するためには、相応の有事立法が一層不可欠とする認識が防衛庁・自衛隊の内外で強まっていた<sup>32)</sup>。六五年二月に当時の社会党の岡田春夫議員によって国会で暴露された『昭和三十八年度統合防衛図上研究』(いわゆる『三矢研究』)は、自衛隊による「六〇年代有事立法研究の頂点的存在<sup>33)</sup>」であった。

現在では、有事立法の研究は、ほぼ完成の段階にあるということが重要であろう。具体的には、防衛庁所管の法令(第一分類)について、現行法令に基づく法令の未制定の問題や現行規定の補備の問題などを指摘した第一次中間報告(八一年四月二二日)がある。例えば、自衛隊法では、都道府県知事は自衛隊の防衛出動に際し、施設の管理、土地等の使用、物資の収用を行うことができ、また、物資の生産や輸送等に携わる者に対する取扱物資の保管命令、さらに、医療・土木建築業・輸送に携わる者に対する業務従事命令を出すことができると規定されているが(自衛隊法一〇三条)、この規定により必要な措置をとるための政令が未制定であるため、この政令を整備しておくことが必要であるとする点や、この規定に基づいて物資の保管命令を発する場合に、この命令に従わない者に対する罰則規定を設けるとする点等が指摘されている。

また、他省庁所管の法令(第二分類)について、有事に際しての自衛隊の行動が円滑に進められるように、特例や適用除外の必要性を指摘した第二次中間報告(八四年一〇月一六日)がある。例えば、部隊の陸上移動や輸送に關し、損傷している道路、橋を応急補修するための「道路法」上の特例措置の必要性、侵攻が予想される地域で陣

地を構築するための「海岸法」「河川法」「河川法」の特例措置の必要性、抗たん性を強化するための指揮所、倉庫等の構築に関し、「建築基準法」上の特例措置の必要性などが指摘されている。

さらに、所管省庁が明確でない事項に関する法令(第三分類)について、有事に際しての住民の保護や、非難又は誘導の措置を適切に行うための法制あるいは人道に関する国際条約(いわゆるジュネーブ条約四条約)の国内法の必要性が指摘されているが、しかし、第三分類についての報告はまだ出されていない。このことが有事立法の一つの特徴をよく表しているように思われる。即ち、有事立法や国防というのは、あくまでも国家を防衛することを目的としているのであって、国民を守ることはこの次だということである。第三分類に属する法令の扱われ方は、国家を守るための有事立法研究が早い段階から手を付けられていたことに比べ対照的である。

②海外派兵についてである。<sup>31)</sup>これについては、避難民輸送・在外邦人救助、掃海艇の派遣、平和維持活動(PK O)の理由による派兵がある。第一に、避難民輸送・在外邦人救助については、湾岸戦争の際に、避難民輸送のための「特例政令」を決定した例がある(九一年一月二四日)。これは、「国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者」を自衛隊機で輸送できると規定する自衛隊法一〇〇条の五の委任を受けて制定されたものであり、しかも人道的な活動であるため正当であると説明されていた。自衛隊の海外派兵という内容が問題であることはもとより、自衛隊法の委任の範囲を超えたところで政令を制定したという形式・手続が重大な問題を提起した。この時は、結局輸送の必要性がなくなったため派遣されなかったが、九四年一月に、在外邦人救助のための自衛隊法の改正がなされ、自衛隊法に一〇〇条の八が追加された。これにより、政府専用機或いは自衛隊輸送機(C-130輸送機)を派遣することができるようになった。在外邦人救出のための自衛隊輸送機の海外派遣は、九七年七月一二日にカンボジア内戦の際に実施された。この際、自衛隊機C-130輸送機三機がタイのウタバオ海軍基地に派遣されたものの、救

出任務を果たさないうまま一七日には撤収され、新ガイドライン最終合意に向けての実績づくりではなかったかとの批判を浴びた。その後、九九年五月に、自衛隊法一〇〇条の八が改正され、輸送手段である「航空機」に「船舶」と「船舶に搭載された回転翼航空機」が追加され、また、武器使用を認める規定が追加された。

第二に、掃海艇の派遣である。これも湾岸戦争の際に、ペルシャ湾で機雷除去及びその処理を行うため、海上自衛隊の掃海艇を派遣する政令を決定した例がある(九一年四月二四日)。

第三に、平和維持活動(PKO)のための派遣である。九二年六月、国連平和維持活動協力法(PKO法)が制定された。同法に基づいて、カンボジア、モザンビーク、ザイル、ゴラン高原に自衛隊が派遣された。「上官の命令」による武器使用については、法案の審議で大議論になったすえ法案には盛り込まれなかったが、その後、九八年六月に国連平和維持活動協力法二四条が改正され、「上官の命令」での武器使用が認められた。

さらに、憲法九条の枠内で、あるいは改正を行った上で、国連軍や多国籍軍ないしPKF等の軍事活動に自衛隊を海外派兵すべきだとする意見も出ているが、これは後に検討する。

他方、日米安保体制の完備という場面では、次の三つが問題となる。即ち、新ガイドラインで、一般的な枠組みないし方向性が示されている「Ⅲ、平素から行う協力」、「Ⅳ、日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」、「Ⅴ、日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力」についてである。

①平素からの協力である。これについては、二〇〇〇年九月一日に開かれた安全保障協議委員会(2プラス2)で、日米調整メカニズムが決定されたことに伴って実現を見た。具体的には、日米の制服組で作る「共同調整所」と、日米合同委員会・関係省庁局長級の日米政策委員会・課長級実務者で作る「合同調整グループ」とが新設され、部隊配置、情報収集、後方支援に関する立案調整を実施することとされている。<sup>16)</sup>

②日本有事の際の協力である。この点に関し、有事立法の一環として、日本有事の際に自衛隊と米軍とが共同で対処し、米軍の作戦行動が円滑に進むことを目的とした「米軍有事法」の研究が進められている。当該研究においては、第一に、有事に米軍が必要とする土地、施設の強制収用や物資提供を可能とする法令整備、第二に、道交法、航空法など国内法令の適用除外、第三に、日米物品役務提供協定(ACSA)の適用を日本有事にも拡大することなどが検討課題とされている。<sup>10)</sup>

③周辺事態の際の協力である。九九年五月に成立した周辺事態法及び日米物品役務相互提供協定改定は、「V」の一項目についての国内法整備にすぎなかった。その際に法制化が見送られた「船舶検査活動」の立法化がその後も検討が続けられ、自民、公明、保守三党の安全保障プロジェクトチームが船舶検査活動法案について協議した結果、二〇〇〇年一月一七日に衆議院通過、同月三〇日に参議院を通過し成立、一月六日に公布された。

一般に、臨検は武力の行使を前提とする活動である点で批判が強い。そのため、「船舶検査活動」と「臨検」とは異なるとする議論がありうる。即ち、「船舶検査活動」とは、「船舶……の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要に応じ当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動」(船舶検査活動法、二条)をいうのに対し、「臨検」とは、武器や石油などの戦争物資の輸送を阻止し敵の力をそぐために行われるもので、拿捕や破壊も可能とされている。法案で規定されている実施の態様は、「航行状況の監視」、「自己の存在の顕示」、「船舶の名称等の照会」、「乗船しての検査、確認」、「航路等の変更の要請」、「船長等に対する説得」、「接近、追尾等」であり、表面上は、武器使用を前提とする臨検とは異なるかのよう<sup>11)</sup>に思われる。

しかし、通常このような活動は、武器の使用を含む実力行使を伴わずには実施されえず、従<sup>12)</sup>って、日本が、船舶検査活動につき臨検との区別を強調して武力行使には当たらないと主張しても、国際的には説得力を持ってこない

のである。船舶検査活動と臨検との区別論が受け入れられないとすれば、それは、わが国の意図がどのようなものであるかに関係なく、国際社会では戦争行為とみなされることとなる<sup>⑧</sup>。北大西洋条約機構(NATO)がユーゴに対する石油禁輸のための船舶臨検を検討していることに関し、シラク仏大統領が「公海上の臨検は国際法上の戦争行為になるので慎重に対処すべきだ」と述べていたことを想起すべきである(一九九九年四月二五日)。

以上のように、日米安保体制については、その法整備をほぼ完成させつつある。新ガイドライン下の安保体制が完備されることになれば、後で見えるように、アメリカの戦略の一駒として日米安保が利用されることとなる。

## (2) 人権保障に対する冷淡さ

第二に、人権保障に対する政府の冷淡さを指摘することができる。例えば、定住外国人の参政権を保障しようとする政治家とそれを妨げようとする政治家の混在、夫婦別姓や非嫡出子相続分差別等の民法改正作業の頓挫などを挙げることができる<sup>⑨</sup>。また、近年の通信傍受法、改正住民基本台帳法等は、確実に管理社会の姿を示しつつある。さらに、個人情報保護法案は、第四の権力たるマスメディアに対する影響が大であって、マスメディアの表現の自由をめぐって大いに議論があり得るところである。

政府を与る与党の政治家が、これまで言論の圧殺に積極的・消極的に加担してきた事実は忘れるべきではない。樋口陽一教授が次のように指摘している事柄が適切にこの点を言い当てている。「憲法タブーへの挑戦」をいうひとびとは、『建国記念日』『元号』『靖国公式参拜』から『スパイ防止法案』までの一連の要求がもたらすだろうタブー増進効果について、敏感どころか、その反対であった。「一九八八―八九年の天皇重病から皇位継承までの一連の経過のなかで、『自粛』から『それでも日本人か』という反応までのタブーの昂進状況を前にして、すこしでもタブー批判の声が、日ごろ『憲法タブー批判』をいうひとびとのあいだからあがってきたことはない<sup>⑩</sup>」。

## (3) 「戦争の記憶」の忘却とナショナリズム

第三に、「戦争の記憶」を忘却に導き、ナショナリズムイデオロギーを形成させようとしている点である。この動きには、教育の場面で生じているものと教育以外の場面で生じているものとに分けて整理すれば、とりわけ以下の事実が重要であろう。第一に、教育の場面では、国旗国歌法の制定、及び教育基本法改正論や「奉仕活動」の義務化の動きを挙げることができる。特に、国旗国歌法の制定は、児童生徒に対する強制を伴うものではないとされている。法制化の審議の中で、小淵首相(当時)は次のように述べている。「校長、教員は児童生徒に対し国旗・国歌の指導をするものであります。このことは、児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではない」。また、有馬文部大臣(当時)も、次のように答弁している。「長時間にわたって指導を繰り返すなど、児童生徒に精神的苦痛を伴うような指導を行う、…口をこじあけてまで歌わす、これは全く許されないこと…児童生徒が例えば国歌を歌わないということのみを理由にいたしましたして不利益な取り扱いをするなどということは、一般的に申しますが、大変不適切なことを考えておるところでございます。しかし、現実には、すさまじいまでの統制が教育の現場でおきていることに注意しなければならぬ<sup>①</sup>」。

また、中学校用の歴史教科書をめぐる動きにも注目しなければならない。これは、二〇〇二年四月から始まる新教育課程で使用される教科書についての検定作業から出てきた問題である。二つの点が重要であろう。その一つめは、自由主義史観に基づく教科書が新規参入したことである。いち早く新聞で取り上げられたのは、核兵器の戦争抑止力を肯定しその廃絶を疑問視する箇所、沖縄戦の住民犠牲者数が日本軍の戦死者を下回ると改ざんした箇所、「戦争に善悪はつけがたい」との戦争観を全面に出すような箇所などである。また二つめは、従来の教科書も、「従軍慰安婦」や「南京大虐殺」、「三光作戦」、沖縄戦等の記述を大幅に削除・修正したり、「侵略」の用語を「進出」に変



えたりするような修正を行っていることである。こうした削除・修正については、「政府・文部省の強い圧力によって、出版社が『自主規制』を強いられたのが実態だ」との指摘もある<sup>⑧</sup>。

第二に、教育以外の場面では、「靖国神社」の特殊法人化とA級戦犯の分祀を自指す自民党「靖国神社問題懇談会」、「聖戦」とする歴史認識や「鉄血勤皇隊」及び「ひめゆり学徒隊」を無断で刻銘したことが問題となった、いわゆる「大東亜聖戦大碑」問題、展示内容の改ざんが問題となった「沖縄県平和祈念資料館」問題等<sup>⑨</sup>が注目される。

これら一連の出来事は、戦争の呪縛から国民を解放し、もう一度「日の丸」、「君が代」、「靖国」、そして「天皇」を呼び戻すことによつて、ナショナリズムや愛国心を滋養し、公共の精神を植え付けようとするところに共通点を有する。それに対しては次のような問題から検討することが必要であろう。まず、第一に、「公共」の精神はどのようにして形成されるのであろうか、という問題である。ここで「公共」を、国家という政治共同体の形成・運営に積極的に参加し、責任を引き受ける主体性と定義するとすれば、そのような主体性を備える者は「市民」である。そもそも「公共」の精神ないし「市民」性というものは、「個」の尊重・確立が十分に実現されているところで初めて形成されるものである<sup>⑩</sup>。ところが、日本の場合、人権保障の程度を中心として、いまだ「個」が十分に確立されているとは言えない状況にある。そうしたままで「公共」を強調してしまうと、「公共」の精神や「市民」性は永遠に到達できない（『公』に飲み込まれる『私』）。したがって、「公共」の形成が必要だとすれば、正にそれだからこそ、「個」の確立を重視する必要がある（『公』を作り上げる『私』）。

この論理の延長線上に、国旗・国歌への忠誠についての次のような理解が帰結される。即ち、「法制化であれ慣習であれ、国旗・国家をナショナル・アイデンティティのシンボルとして受け入れたとしても、問題はその意味ですね。それは、ある種の忠誠を誓うという意味もあるけれど、この忠誠は単なる受動的服従である必要はない。自分

が忠誠を誓い、愛着している政治共同体が愚かなことをした場合には、他人事として座視せず、それを改革していくプロセスに参加する責任の引き受けも合意しうるのです<sup>④</sup>。この指摘は、忠誠の対象に対する批判の自由・批判の精神が備わって初めて、「公共」の精神ないし「市民」性が形成されることを認めている点で注目されるべきであろう。

そこで第二に、ナシヨナリズムや愛国主義に対しては、どのような対抗構想がありうるのでしょうか。この点については、「汝国を愛せよ。」と唱えるのではなく、「汝国を批判せよ。そして愛せよ。」と唱えることが必要だと答えておくべきであろう。既に、国家という政治共同体の運営について責任を引き受ける主体性が形成されるためには、「個」の確立こそが重要だと述べた。その前提には当然に、国家が、国民に対して特定の価値観を押しつけず、自らに対す様々な批判を許容するというリベラルな視点を備えることが必要となってくる。結局、「愛」されるに相応しい「国」とは何かを問うことなしに「愛国主義」を語ってはならないのであって、特定の価値観を押しつけず様々な批判を許容するという、正にこのリベラルな視点が、これら一連の状況には欠けているのである。

第三に、そのように考えてくると、教育基本法六条の「学校は、公の性質をもつもの」とする意味が問われなければならぬ。そこでいわれている「公」とはどのような内容のものであるか、教育における「公共性」とは何かという問いである。この点については、「現行教育法における「公」は、個人たる「私」の集合である。……いいかえれば、教育目的としての「公共性」といわれれば、それは、教育を通じて国民の個々人の人権保障を実現するという目的をもつ内容であるがゆえに、そういえるものと理解ないし認識されるべきなのである。つまり、その「公共性」とは、それが人権保障の目的のものでなくてはならない。これを「公共性」の理解ないし認識の『人権主義』というのである」とする主張<sup>⑤</sup>が注目されるべきであろう。現在、教育基本法改正の論議で提示されている「公」は、国や全体、秩序といったものに直結してしまうものであるため問題である。「公共」を議論する際には、国・全体・秩

序を意味する「公共」と人格・個人・人権から形成される「公共」の区別がなされなくてはならないと考える。<sup>(4)</sup>

第四に、自由主義史観に基づく教科書作成の動きに関連して、憲法教育の是非について検討しておく。憲法教育については、「教育に憲法価値の擁護、憲法秩序の保障の役割を担わせることは、教育の条理 (nature des choses) からみて疑問」とする見解がある。<sup>(5)</sup> この見解によれば、「もともと憲法教育の観念には、教育を通じて国民に憲法価値を注入し、そのことにより既存の憲法秩序(国家体制)を保持しようとする契機が含まれて」おり、「憲法教育が現存体制維持の機能、つまり憲法保障の機能を担いうることを示す」が、これは、「もともと既存の体制の価値を疑うという意味での体制超越的機能」をもつ教育・学問とは相容れないということになる。このことは、一般論としては妥当しようとしても、日本の場合、「現存体制」が日本国憲法の基本的価値から逸脱した体制を意味しがちな状況にあることを考えれば、疑問の余地があるように思われる。この点は、ハーバーマスの「憲法パトリオティスム (Verfassungspatriotismus)」について、「『憲法』に依拠することによって『批判』理論であることをやめたかのように見える外観にもかかわらず、そうすることによってこそ、歴史的な運命共同体としての *Volks* とか、言語・文化共同体としての *Nation* とか、経済的成功 (マルク・ナシヨナリズム) にドイツ人のアイデンティティを求めることを拒否するハーバーマスの立場は、今かえって批判的なのである」とする認識と共通するように思われる。従って、日本においては、憲法教育を推し進めることこそが、現存体制に批判的たることを本質とする「教育の条理」に適合的と見てよいであろう。

以上の状況を見る限り、改憲を「状況とのかかわりで考えなくてはならない」とする芦部教授の危惧を想起する必要がある。

## 2 改憲論の「根拠」批判

憲法調査会は、第一四五通常国会で国会法を改正して設置された。これは今年一月二〇日に衆参両院でそれぞれ発足し、議論を重ねてきている。その特徴を示せば、第一に、調査会の目的として、「広範かつ総合的に調査を行う」(国会法一〇二条の六)こととされている点である。明文では憲法改正を目的とはしていないということが規定されている。第二に、調査会は憲法改正の議案提出権をもっていないという点である。しかしながら、調査会における議員の発言を見ていくと、三年、五年、一〇年を目途に会見すべき旨の提言がなされており、外見的・表面的な現象に感わされないように調査会の動向を監視していく必要がある。

また、憲法調査会での議論やそれを取り巻く議論の特徴については、特に九〇年代以降の改憲論の影響を強く受ける形で行われているといつてよい。しかしながら、やはり従来の改憲論が根拠としていたところこだわられる特徴を見せてもいる。特に注目されるものについて整理しておこう。

### (一)「生まれ」へのこだわり

芦部信喜教授は、「日本国憲法が占領下に、占領軍の原案を基に、しかも日本側の修正要求に厳しい制約があるもとで成立した」という「生まれ」へのこだわりが「戦後五〇年を経て、ようやくほぼ消滅したかの観があるのは、よるこばしいことである」と述べた。<sup>⑧</sup>現に、読売新聞憲法問題調査会も、「いわゆる『押しつけ』性ゆえに、憲法は否定され、改正されるべきだとは、われわれは考えない」と述べている。<sup>⑨</sup>しかしながら、まだまだ「生まれ」へのこだわりは消滅してはいないということも事実である。こうした議論には、これまで多くの批判がなされてきた。以下にそのうちのいくつかに触れておきたい。

樋口陽一教授は、「占領下の憲法制定ないし改正ということ自体は、けっして稀有なわけではないし、占領下にお

こなわれたという理由だけで、そのような行為の法的効力を否定する議論が支配的なわけでもない」と述べ、英米仏国の占領下で制定された旧西ドイツのボン基本法（一九四九年五月二三日公布）とフランス本土の北半分がドイツの占領下におかれた状態で制定された憲法的法律（一九四〇七月一〇日制定）を例に挙げる。また、「旧憲法との連続性の外観のもとでしか、また国際的な外圧のもとでしか日本国憲法は生まれることができなかったという弱点をたえず直視することを「回避していたのでは、本当の護憲はできないはず」と述べる一方で、「旧憲法の基本原理を犠牲にしながらも連続性の外観だけでもかくも満足して『おしつけ』に甘んじた、当時の最高指導層の政治責任に目をつぶり、また、憲法を『おしつけ』た外国がそのまま安保体制を『おしつけ』たことを、まったく不問に付してきているのは、どうしたことであろうか」と指摘し、「押しつけ憲法」論を鋭く批判している。<sup>10)</sup>

古川純教授もまた、「押しつけ」憲法論がもたらす結果の不合理性に着目し、その問題点を指摘する。「憲法だけが『押しつけ』で、他の法制度改革が占領と無関係に行われたなどということはないのであって、『押しつけ』憲法論は、広くは戦後改革のすべてが無効であるという不合理な議論にならざるを得ないであろう」。

## （2）憲法の「タブー化」批判

先に、現在の政治的・社会的状況は、改憲論を唱えるに相応しい状況ではないと述べた。このことは、真つ先に次の批判に直面することとなる。「憲法をタブーにはいけない」とする主張である。<sup>11)</sup>

しかし、この批判は的外れである。樋口陽一教授は、「憲法がタブー化されてきた」という事実の虚偽性を指摘する。「改憲を説くひとびとがこれまでそう感じてきたのだとすれば、それは、何よりも、その主張をあからさまにする『票が逃げる』ことを怖れたからであろう。そして、『票が逃げない』ための思想と論理を、有権者たちに筋道立ててうたったことができなかつたからであろう」。<sup>12)</sup> また、日本国憲法こそが「タブーのない社会をデザインした」

点で、自由や権利にとつて重要な意義を持つとも指摘している。このことを、天皇の戦争責任について発言した長崎市長に対し銃弾が浴びせられた事件を例に、「憲法をタブーにしてはならないと言う人びとならば、少なくともこのような巨大なタブーに対して、勇敢に挑むべきだ。そういうことがあつてはじめて、憲法ももちろんタブーにはいけないということが言えるはずです」と述べている。<sup>④</sup>

また、以上の議論に関連して、諸外国の改憲の状況を引き合いに出すことで、これまで一度も改正されない日本国憲法の異質性や改正することすら議論させない研究者の非常識性を強調する議論がある。<sup>⑤</sup>

この主張に対しては次の反論があり得よう。即ち、大方の改憲論は、国民の権利保障の強化や民主主義の強化などの国民の賛同を得やすい改憲案から、天皇制・平和主義に関する改正という国民の反発を招く改憲案までを含む全面的な改憲論を主張する。ところが、彼らが例として挙げるドイツやフランス、アメリカ等の憲法改正は、どれも個別の問題を解決するための部分的な改正であつた。この点が改憲論者が主張する改憲案と諸外国の改憲の状況との根本的な違いである。<sup>⑥</sup> それでは、なぜ改憲論者は個別的な改憲の提言を行おうとしないのか。実はここにこそ、改憲論の一つのトリックがある。できるだけ多くの改憲案を提示することで天皇制や平和主義の改正を相対的に目立たなくし、総体としての改憲案を成立にまで持ち込もうとする意図が背後にあると見てよいであろう。<sup>⑦</sup>

また、ドイツ、フランス、アメリカにおける憲法改正は、派生原理の部分についてなされてきたものであつて、基本原理の部分についてはむしろ自分たちのアイデンティティとして確立しており、それを変えないということこそがコンセンサスとなつているという指摘も有効な反論であろう。例えば、ドイツとの比較で、「憲法の基本原理の社会での受容からすれば、逆に、ドイツでの確定性と日本での非確定・暫定性という対照が成り立つ」とする指摘が重要である。<sup>⑧</sup>

(3) 「国家の自然権」と「規範と現実の乖離」

憲法九条については、自衛権が国家の自然権的権利であり当然に国家に備わっている権利であるから、それを放棄することはできないとする批判や、規範と現実との乖離を解消するためにも改正が必要ではないかとする意見が見られるが、このような立場が立憲主義の観点から見て問題ではないかと思われるため、その点を指摘しておきたい。

第一に、自衛権は国家の当然の権利であり、憲法によっても放棄することはできないものであるとする見解についてである。この点、読売新聞憲法問題調査会は、①「憲法は、歴史の発展の中から生み出された人類普遍の原理や理想の下にあるものであつて、そうした原理や理想にそつて解釈されなければならない」、②「国連憲章第七章第五条は、すべての国家の『固有の権利』(やはり正文であるフランス語では『自然権』)として、個別的・集団的自衛権を認めている。また、サンフランシスコ平和条約第五条は、日本が、『主権国として国際連合憲章第五条に掲げる個別的又は集団的自衛の権利を有すること』、そして『集団的安全保障取極を自発的に締結することができること』を承認している」、③従つて、「すべての国家は自衛権を持つ」と主張している。また、自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議の改正案でも、個人の正当防衛の権利との比較で、国家の自衛権は当然に認められるとする見解が主張されている。

他方、立憲主義とは、「国民の参加による国家権力の制約を通じて国民の権利・自由を保障しようとする志向」を意味し、「全員の福利を目的とする、全員の意思に基づく、公的権力の行使」という社会契約の理念の具体化・制度化として理解される。従つて、立憲主義は、①「全員の福利」という目的の具体化・制度化としての「国民の権利・自由の保障」、②「全員の意思に基づく」という要素の具体化・制度化としての「国民・国民代表の参加」、③前二

者の制度的要素による国家権力の制約を内容とする憲法の制定を要請する。

立憲主義の第二要素「国民・国民代表の参加」の観点からすれば、立憲主義は、社会契約の理念に含まれる諸原理が、「規範化された機構」を通じて表明される国民の意思によつて承認されることを要求する。このことは、立憲主義が、社会契約の理念に含まれている諸原理の実定法化をもたらずとともに、社会契約の理念がそれ自体として実定法的効力を持つことを否定するということを意味する。従つて、日本国憲法の解釈に際し、自然法・自然権を持ち出すことで軍事力による平和を基礎づける見解は認容され得ないといえよう。

第二に、規範と現実との乖離をうめるためにも改正が必要ではないかとする見解についてである。この点については次の三点を指摘することができるであろう。①法と政治との関係である。元来、憲法というのは、個人の人権を保障するために政治を抑制しようとする法規範であり、時の政治家が自分に都合のいいように憲法改正を主張するのは、この憲法と政治の従属関係を逆転させることになる。従つて、今の憲法には様々な問題点があるため、改憲・論憲は必要だという主張は誤りである。問題なのは、憲法ではなくそれを実現できない「政治」なのであり、「法」に従つてこなかった「政治」の問題点こそ明らかにされなければならないのである。山内敏弘教授も、「このような見解は、立憲主義の危機をもたらした者の責任を不問に付することになりかねず、そのことによつて立憲主義にとつてマイナスの働きをするだけでなく、第九条が立憲主義の現代的発展にとつてもつ積極的な意味をもないがしろにすることになると思われる」と指摘する。あるいは、もともと法というものは、現実から離れたところにあつて絶えず現実を批判的に照射し続けることにこそ存在理由を有するのかもしれない。「実存」への依存ではなく、「虚妄」の緊張に耐えつづけることを、近代立憲主義は求めているのである。

②憲法が「非現実的」であると説くレトリックの問題である。この種の議論は、制定後五〇年経過した憲法には



時代にそぐわない面が多く、改憲・論憲は必要だと主張する。しかし、このような説明は満足のいくものではない。憲法の非現実性は主として憲法九条の平和主義に向けられたものであるが、そもそも憲法制定当時は、一切の戦争を放棄する絶対平和主義の選択こそがきわめて現実的であったことを想起する必要がある<sup>12)</sup>。その「憲法九条の現実」に対して「自衛隊・日米安保の非現実」を対置させ、ついには両者を転換させたかのようにとりつくるおうとする欺瞞性を、改憲論の言説の中から読みとることが重要であろう。

③ 規範を変更することに伴う自由への危険である。国民の人権保障を目的として国家権力をコントロールしていくのが立憲主義だとすれば、コントロールされるはずの国家権力の方に規範を変更して合わせることは、国民の人権保障を危機にさらすことを意味する。このことを、樋口陽一教授は法治主義という概念を用いて説明する。即ち、法治主義には、「ルールが守られているということ自体に値打ちがある」という意味だけでなく、「ルールが守られていることによつて自由が確保されている状態」をも意味するものと理解すれば、「ルールが守られるようにするために、ルールを変更する、とした場合に、結果として何のことはない、仕切線がズレただけのことになって、またズレたところでルールと現実のズレが生ずる、というふうなことになることが予測されているのだとすると、そのような提唱をすることは、法治主義的な潔癖さにこだわるあまり、法律学の任務として無責任なことになるのではなかろうか<sup>13)</sup>」。

この点に関連して、「批判の自由を下支えする展望をひらくもの」としての憲法九条の意義に留意する必要がある。即ち、憲法史からすれば「立憲主義にとつて平和主義は必然的ではなかった」が、日本憲法史にとつては「立憲主義と平和主義のむすびつきはやはり必然的だった」とする指摘、即ち、憲法九条の意義は、「祭政一致の軍事帝国を、神権天皇から象徴天皇への転換、政教分離、そして第九条によつて解体し、日本社会をタブーから解放した

ところ」に認めることができるとする指摘が重要である。憲法九条を改正することは、このような「批判の自由を下支えする」憲法九条の意義を見失わせ、結局は立憲主義からの逸脱を招来することとなる。

(4) 四文字熟語の怪?——「危機管理」・「災害救援」・「邦人救出」

本来の業務とは異なるところで、自衛隊は様々な活動に従事しているし、またすべきであるということも理由に、自衛隊の「認知」を求める議論がある。「副業」ないしアルバイトによる自衛隊の正当化といったところであろうか。しかし、この種の議論は、自衛隊Ⅱ軍隊という本質を見失った議論であり、説得的ではない。当該組織の本体的業務の性格を度外視して、その周辺の活動から組織の正当化を図るべきではない。もしこれがまかり通れば、在沖米軍の「良き隣人」政策は最も効果的ということになってしまう。これまでも、小学校の校庭を戦車でならずとか、米軍ヘリコプターでサンタクロースがやってきて子どもにお菓子類を配るといったことが行われていたそうであるが、現在でも、英語教師への研修を米軍人が担当するという教育への関与が行われている。サンタクロースが合憲である以上在日米軍の駐留もまた合憲であるという論理は滑稽でしかない。同じ文脈で、「ピックレスキュー東京二〇〇〇」も同旨の問題を孕む。この訓練は、防災訓練の名目で東京を部隊に大規模な軍事演習が実施されたとの評価もある。また、この種の議論には、法の規範力維持に関する重大な誤りが内在する。法は、禁止規範と命令規範とを同時に含み、両者が遵守されてこそ法の目的が達成される。しかし、禁止規範の遵守が不十分なままでの命令規範の強調は、しばしば法の規範力自体を弱体化させることにもつながりかねない。自衛隊の「認知」を求める最近の議論は、この種の誤りに陥っているといわなければならない。即ち、安保再定義や「普通の国」をめざす議論は、「国際貢献」、「危機管理」、「邦人救出」、「人道的介入」の旗の下で、国家としてこれらの事態に対処しなければならないという命令規範に、自衛隊の正当性を求めている。憲法九条が、自衛戦争を含む全ての戦争と戦力保持を禁止して

いるにもかかわらず、である。

さらに、憲法九条を改正し、禁止規範から命令規範へと本質的変更を遂行する場合には、法を守るといふ政治機関の「けじめ」が問われてくる。即ち、軍隊を保有すべきではないとする憲法九条の禁止規範にこれまで忠実に従うことができなかつた政治が、今度は軍隊を保有し必要な場合にはそれを行使すべきであるとする命令規範を忠実に遂行することができるのか、という問題である。この政治機関の「けじめ」がつけられていない領域、即ち法治主義・法の支配が徹底されていない分野では、そう簡単に規範内容の根本的変更を容認すべきではない。

この点、水島朝穂教授が、憲法の禁止規範と命令規範を明確な形で整理し、最近の自衛隊活用論に反論している<sup>17)</sup>点に注目しなければならない。まず第一に、軍事組織としての自衛隊の解散である(禁止規範)。大震災やテロ等の未曾有の事態や国際貢献にとつても、自衛隊の存在は、事態收拾に無用ないし邪魔な存在であることを論じる。第二に、国際的な緊急援助や環境保護のための非軍事的組織設置の必要性である(命令規範)。現存の「国際消防救助隊」や「緊急消防援助隊」等の組織に加え、新たな組織へと自衛隊を「転換」させることを提言する。このように、規範を飲み尽くす勢いをもちうる事実には、憲法の規範力を維持するためのこの種の積極的・現実的構想が求められている。

### (5) 「二国平和主義」批判と「普通の国」・「国際貢献」・「経済大国」

湾岸戦争の際に、迅速なる多国籍軍への支援を、憲法及びそれを理由とする日本政府が妨げたとの認識の下に、「二国平和主義」批判が唱えられたことがある<sup>18)</sup>。また、その延長線上には、憲法九条の解釈改憲ないし明文改憲により自衛隊の海外派兵を可能にすべきと主張する議論が存在する。その一つの根拠として、「普通の国」及び「国際貢献」が持ち出された。例えば、小沢一郎氏は次のように述べる。<sup>19)</sup>

① 「資源小国の日本が経済大国になり得たのは、自由な貿易によって富を集積できたからである。…自由な貿易は安全保障、政治、経済の各分野で国際秩序が保たれていなければ成り立たない」。

② 「したがって、日本はどんな努力をしても国際社会の平和と安定と自由を維持しなければならない立場にある。…日本は、真の意味での『国際国家』となる以外に生きていくすべがないのである」。

③ 「国際貢献」という言葉は、「ひたすら外国のために奉仕すること、あるいは国際社会の付き合いやむなく協力することと認識されているとすれば、明らかに間違いだ。そうした認識にはどこか、日本の置かれた立場を忘れたおごりがつきまとう」。「国際貢献とは実は、日本が生き残るための活動にほかならない。国際社会のためであるが、日本のためのものである」。

④ 「では、真の国際国家になるためにはどうすればいいか。…『普通の国』になることである。」「普通の国」には二つ要件がある。「一つは、国際社会において当然とされていることを、当然のこととして自らの責任で行うことである。…これはとくに安全保障についていえる」。「もう一つの要件は、豊かで安定した国民生活を築こうと努力している国々に対し、また、地球環境保護のような人類共通の課題について、自ら最大限の努力をすることである」。「第一の要件に比べれば、第二の要件は、「まだ不十分なところが多いものの、かなり行っていると思う」。

以上のように述べた上で、「私は現在の憲法でも、自衛隊を国連待機軍として国連に提供し、海外の現地で活動させることができると考えている」が、「現行憲法には国際環境への対応に関する明確な規定がなく、だから、憲法の解釈をめぐっていつまでも不毛な論争が繰り返される」として、国連待機軍の保有と活動を認める規定を憲法九条三項として追加すべきことを提案している<sup>⑧</sup>。小沢一郎氏にとつて、「普通の国」とは自分の国を守るために自前の軍隊をもつ国家というありきたりのものをさす言葉ではない。それは、「国際貢献」と結びついた独特な使用方法

であることに注意する必要がある。

しかし、この種の議論には次の問題がある。まず、「普通の国」論に対しては次の点を指摘することができる。第一に、「普通の国」になるためにはクリヤーしなければならない倫理的問題、即ち戦争責任の問題が残されたままであるという点である。この点を解決しないままに、軍隊をもち、核装備をし、武器商人となる、そういう普通の国になるのか、という問題である。反対に第二点として、「普通の国」を超えた理念にこそ重要な価値を見出すべきだとする主張である。「日本国憲法九条は普通の国を超える理念、一九世紀、二〇世紀の古典的な戦争観、戦争についてのものの見方を超える二一世紀への展望を示している。…日本国憲法が掲げた、普通の国を超える理念をわれわれは自信をもって世界に呼びかけ続けるべきである」という点である。さらに第三に、武力を持つ経済先進国という意味での「普通の国」、特に、アメリカ、フランス、イギリスなどの西側立憲主義諸国が国内で整備してきた条件を、無視してはならないとする議論である。即ち、「たとえばフランスでいえばアルジェリア戦争、アメリカでいえばヴェトナム戦争のときに、『この戦争はよくない戦争だ』という反戦の運動が公然と展開することのできる自由を、戦時中にもかかわらず維持してきた」。同様に、「普通の国」論は、軍事力を備えると同時に、戦争中であつてもその戦争を批判する自由を確保するための前提をつくる努力をすべきだとする批判である。

次に、「国際貢献」論に対しては次の点を指摘することができよう。第一に、「国際貢献」という言葉のイデオロギー性である。森英樹教授が指摘されるように、①「国際」という言葉が、『国民』と切断された『国家』にお上の事柄として立ち現れ、『国際』貢献を、民衆レベルのそれとして考察するべき思考の道筋を、入口のところから狭隘化させることになって「いるという点、②「貢献」という言葉は、『持てる者』がその『持てる物』を、『持たざる者』に『献呈』する含意で使用される用語であり、かつ、『貢献』者と被『貢献』者との関係は、前者から後者に对

して一方的であつて、その間に相互性はなく、そこには「大国ニツポン」意識が見え隠れしているという点が重要であらう。

第二に、「国際貢献」とりわけ軍事的「国際貢献」が求められてきた根拠である。それには、戦後日本の資本主義の展開がある、とする議論である。ここでも、森教授の言葉を借りれば次のように述べることができよう。「急拡大する日本の経済進出は、欧米諸国のように政治的・軍事的な『保護』をともなつてのものではない。しかも日本の進出先である開発途上国では、開発独裁型の政権や軍事政権が多く、政情不安が常に漂つていて、その地での経済活動は『危険』に満ちており、進出している日本政府・企業にとつてリスクはきわめて大きい。こうした文脈からする軍事的プレゼンスによる『保護』の必要性は、したがつて日本の財界にとつての現実的な要請となりつた<sup>①</sup>」。このような文脈で、「国際貢献」論を位置づけて初めて、小沢一郎氏が「普通の国」「国際貢献」を「経済大国」との関連で主張している点が理解できる。結局、以上の理由による「国際貢献」は、自国の経済的利益という純粹に私益に基づくものであつて、その表面上から見てとれる「公益」＝平和の実現とははるかに遠いところにあるものといえるであらう。このことは、先に見たように、「国際貢献とは実は、日本が生き残るための活動にほかならない。国際社会のためでもあるが、日本のためのものである」と主張する小沢一郎氏の言葉にも、端的に現れている。

同じ「国際貢献」でも、軍事力に頼らない非軍事的「国際貢献」の重要性ないし具体的提案がなされてきている。例えば、「国際貢献」の中身については、①国連における災害救援や人道援助のための正規組織の設置、②国際的インフラの制度的構築への努力(国際犯罪法廷の設置、排出量基準管理、新海洋法の下での海洋資源の管理、難民支援の規定、飢餓や伝染病などの撲滅、軍縮管理条約の実施、飢餓救済、世界貿易機構の下での公平な貿易、国際的

知的所有権の保護、人権の擁護と推進などを指摘するもの、また、人権外交の強化・経済支配の克服・文化交流の拡大などを指摘するもの等が注目されるであろう。また、「国際貢献」・「国際協力」の主体についても、国家ではなく民間のNGOや地方自治体が、その役割の重要性を増しつつあるという点が重要であろう。

これらの議論をふまえて非軍事的「国際貢献」を行う「普通でない国」こそが、憲法九条によって一貫して求められてきたはずである。もちろんこうしたあり方は、国際秩序の維持を他人任せにする無責任な「一国平和主義」と呼ぶことはできないであろう。

さらに、「普通の国」論・「国際貢献」論の前提として主張されている「経済大国」論についてはどうであろうか。この点、「経済大国」という現実を肯定的に前提とするかぎり、こんにちの改憲論に対抗することは不可能である」とする見方がある<sup>89)</sup>。この見解によれば、「経済大国」の問題性に対する的確な認識が必要とされるが、とりわけ、①国内では、精神的なゆとりや豊かさが失われているという問題、他方、②世界的規模では、「北」側諸国の成長の持続と途上国の経済発展とが両立しがたいという問題（「北」側諸国の経済的優位を保ったままの途上国の経済発展が、途上国内部での貧富の格差の拡大をもたらす点、また、途上国の経済発展が当然に地球環境の破壊を一層深刻化する点、結局、「経済大国」は、途上国人民の「恐怖と欠乏」の上に成り立っているという点）が指摘されている<sup>90)</sup>。こうした問題を回避するための具体的方策として、「地球上に生きるすべての人が『恐怖と欠乏から免れ、平和のうち生存する権利を有する』という価値規範を置くこと」、この人類普遍の価値規範を前提に、①空前の貧困の解消、②地球環境、生態系の保護・修復、③人口増加の抑制を実施することが提示されているのである<sup>91)</sup>。

このような考え方は、「平和的生存権」ないし後述する「人間の安全保障」の観点から構築された、「望ましい社会像」を基準に批判を展開したものと解され、特に、経済的自由権の側面では規制緩和を進めつつ精神的自由権の

側面では規制強化を図るといふ、日本の政治のありようと合わせて考えれば、憲法適合的なオルタナティブを提示するものとして重要な意義を持つものといえよう。

### (6) 日米同盟の堅持

これからの日本の外交及び安全保障のあり方は、従来通り、日米同盟を中心として進めるべきであるという主張がある。例えば、小沢一郎氏は、「外交に関する私の一つの信念は、アメリカとの緊密な同盟関係を堅持することである。もし、アメリカが国際社会に嫌気がさし、孤立の道を歩むことになれば、それは、日本の政策が失敗したとまで考えている」と述べている<sup>(9)</sup>。このことは国際平和の維持についてもいえる。「日本の周辺国が日本の単独行動を警戒し、最も関係を重視すべきアメリカが世界の平和維持に積極的であることを考慮すれば、日本がとるべき平和貢献の道は自ずから明らかになる」。「アメリカとの共同歩調こそ、日本が世界平和に貢献するための最も合理的かつ効率的な方策なのである」。「日本は国防の基本方針の第一項に国連中心主義をうたってはいるものの、実質的には日米安保体制のもとに独立と平和を守ってきた。自由、基本的人權の尊重といった価値観も日米は共有している。この点から考えても、平和維持のための貢献はアメリカと緊密に協調して行うべきである」<sup>(10)</sup>。

しかし、こうした考え方には重大な問題がつきまとう。さしあたり、次の二点に留意する必要がある。第一に、米軍の世界戦略の中での日米安保の役割を考慮に入れなければならないという点である。その際に、アメリカが国連に対してどのようなイメージを有しているのかに関する次の指摘を見ておく必要がある。「アメリカ国内には、国家と国家との関係、つまり国際関係にはいろいろ問題がある。したがって、これらの問題を解決することを目的として国連を作るといふ考え方がありました。このような考え方を支えたのは、国連は国家間の紛争や問題を解決するうえで役割を担うことができるはずだという理想主義的なイメージでした」。「しかし、湾岸戦争でも明らかにな



りましたが、たとえばイラクに対する軍事行動を指揮する権利をアメリカが国連に譲り渡す用意があったかという点、それはまったくなかったのです、そのようなアメリカの動きの裏には、国連についてのまた違ったイメージが働いていることがわかります。つまり、アメリカが中心になってものごとを進める場合には、あまり国連に出しゃばられては困る。だから、このときの国連についてのイメージは明らかに理想主義的なイメージとは違っています。湾岸戦争を通じて明らかになったのは、国連は、アメリカが正しいと考える政策を支持する限りで役に立つ存在だ、という考え方であり、イメージだということができるとは思います。<sup>95)</sup>

国連を道具として利用して国益を追求するというアメリカの態度は、しかしながら、コソボ紛争の際には質的に変化した。即ち、国連決議に違反し人道に重大な事態を招いたユーゴに対して国連安保理が中国とロシアの拒否権発動によって無力であった、という事実があった。その際、アメリカは、北大西洋条約機構(NATO)を使って紛争を解決しようとしたのである。こうしたNATOによる「国連の迂回」には問題が多い。例えば、①国連憲章五三条で必要とされている「安全保障理事会の許可」なくして強制措置がとられた点、②NATOは安保理によって武力行使を授權されていないため、安保理決議違反を根拠に空爆を正当化することもできない点、③空爆は人道的干渉という議論でしか正当化することができないが、このNATOの論理は大国の論理であって濫用の危険が出てくる点等が指摘されている。<sup>96)</sup>

ここでは、アメリカが国益確保の手段として、国連を利用しようとする戦略からNATOさらには日米安保を利用しようとする戦略へと転換したのではないか、という点が重要であろう。<sup>97)</sup> 現に、対イラク攻撃に備えて湾岸に出動していた在沖海兵隊が勝連町のホワイトビーチに帰還した際の記者会見で、デイビット・フルトン司令官は、クウェートの米国大使館からの外交官を含む米国民の救出のほか、アフリカ東部のエリトリアとエチオピアの国境紛

争に備えて、二月に湾岸地域で待機していたことを説明した。この事実を踏まえていえば、日米同盟は、もはや極東の平和と安定にその役割を限定するものではなく、地球的規模で展開される同盟だということが強調されてよいであろう。そうなれば、当然にアメリカが国益を守るために行う戦争に日本が必然的に巻き込まれるということになる。ここでは、そのような道を国民が選択するのかが問題だと思われる。

第二に、日米同盟の堅持を打ち出す日本政府には、「アジアの一国」意識が欠如しているという点である。近隣諸国は、日本での近年の新ガイドライン関連法の制定や国旗国歌法の制定等の状況から、現在と戦前の国家をダブルせ、また、日米同盟の変質に対しては強い警戒の念を抱いていた。とりわけ、「日米安保共同宣言」に対する中国の警戒が指摘され、また、東南アジア諸国は日本による平和主義の放棄を警戒しているとされる。『日米安保条約』の変質は、われわれから見るとまさに方向転換の始まりであり、それは日本が、米国のアジア撤退前に、政治力、軍事力を東南アジアに延ばしておこう、という戦略構想を描いていることを意味している。韓国においては、「日本の軍事強国化は警戒すべきものだが、日米安保体制でアメリカに首輪をかけられている限り、日本は嘯みつかないだろう」という認識がある点で若干状況を異にするが、しかしそれでも、韓国と北朝鮮の和解により事情は変化しているはずである。こうした点から見れば、近隣諸国の信頼関係を醸成することなく日米同盟の強化のみに邁進する日本の外交は、極東の地域における軍事的緊張を自ら作りだしているとしか思えない。

#### (7) 「国連中心主義」

国連憲章は、国際社会の平和と安全のために、加盟国に対して原則として武力の行使を禁止すると同時に、平和に対する脅威及び平和の破壊並びに侵略行為に対する「決定」(二五条)に基づく強制措置として、非軍事的強制措置と軍事的強制措置とを規定している。ここで、非軍事的強制措置(四一条)とは、『平和に対する脅威』、『平和

の破壊』あるいは『侵略行為』を行った国に対して、『兵力の使用を伴わない』措置たとえば外交関係の断絶や経済、金融、交通・通信関係の全部または一部の中断といった経済的手段による経済制裁あるいはその他の手段による制裁を科すこと』を意味する<sup>⑩</sup>。

他方、軍事的強制措置（四二条）とは、安全保障理事会が非軍事的強制措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときにすることができ、「国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動」をいう。この「決定」に基づく軍事的強制措置、いわゆる国連軍は、必要な特別協定（四三条）が未だ締結されておらず創設されてはいない。それに代わって、①「勧告」（三九条）に基づく国連軍（五〇年朝鮮戦争の際の朝鮮国連軍）、②憲章上明文規定のない平和維持活動（PKO）・平和維持軍（PKF）、③後に安全保障理事会が「許可」した多国籍軍（九一年湾岸戦争）等が組織されてきた。これらに共通するのは、平和を武力によって実現しようとする試みだという点である。

これらの活動への自衛隊の参加は憲法九条に違反しない、或いは現行憲法下では違憲であるので憲法を改正して自衛隊の海外派兵を可能にすべしという議論が、「国連中心主義」という標語のもとで唱えられた<sup>⑪</sup>。国連の機能不全や限界（安全保障理事会の常任理事国が拒否権を有することによる弊害、即ち、常任理事国が自国にとって不利益と考える事柄については決定することができず、常任理事国以外の加盟国にとって不利益となる事柄については決定することができるといふ大国のエゴ、また必然的に、安全保障理事会による軍事力行使は、常任理事国の「国益」と無関係には行われまいということ、安保理事会による軍事力行使は大国に向かうことはなく、大国による小国の支配につながるという「ダブル・スタンダード」など）が指摘される中で、ここでは、国連だから戦争しても良いといえるのか、人道的介入や正義のための戦争だから良いといえるのかという問題、さらには、国民の主権に基づ

く価値選択の問題として、「武力による平和」か「武力によらない平和」かという問題が重要となつてこよう。きわめて樂觀的な国連イメージが先行しているため、それ自体問題なのであるが、仮に国連が大国だけの意見には左右されず民主的に機能することができ、イデオロギー対立ではない合理的な決定をすることができるかとすれば、武力による平和でもよいのかどうか真に問われなければならない。<sup>(10)</sup>まさに、この点を明らかにすることが、憲法九条の価値に「新しい光」を与えるという最後の課題であるといえるであろう。

### 終わりに——改憲論に抗する視点

芦部教授のいう「憲法の価値ないし理念に新しい光を与えること」についても検討が必要である。この点、国連開発計画(UNDP)の人間開発報告書が打ち出した「人間の安全保障」という観点が重要であろう。<sup>(11)</sup>これは、これまで国家との結びつきが強かった「安全保障」という概念を人間との関わりで捉え直したものである。その意味で、日本国憲法上の平和的生存権との近縁性を見て取ることも可能であろうが、ここでは触れる余裕がない。<sup>(12)</sup>以下では、それ以外に、憲法九条の「新しい光」として重要な二つの視点を検討しておきたい。

1 第一に、立憲主義の徹底という視点である。既に述べたように、立憲主義とは、「国民の参加による国家権力の制約を通じて国民の権利・自由を保障しようとする志向」を意味する。立憲主義の思想が存在しない社会というのは、国民の人権保障や法の支配の観点が欠落している点で不幸な事態であるが、立憲主義の思想を殊更にさげなければならぬ政治的・社会的状況というのもまた、不幸な事態であるといわなければならない。人権が十分に

保障され、民主主義が十分に機能していれば、基本原理たる立憲主義をあえて持ち出す必要がないからである。樋口陽一教授が『立憲主義』は、何より権力に対する抑制のシンボルであるから、デモクラシーの高揚期には、出番がない」と指摘されるとおりである。<sup>106</sup>しかし、現在の改憲論を前にして、今まさに立憲主義の視点が重要だということを強調すべきであろう。<sup>107</sup>

もつとも、立憲主義の具体的存在形態は、多種多様である。立憲主義の具体的存在形態を多様化させる契機には、社会契約の理念に対する次のような態度の違いがある。①社会契約の理念の具体化・制度化の程度、②社会契約の理念の捉え方如何(法的原理か政治的原理か)、③社会契約の理念の具体化の様相(ストレートな具体化か間接的・屈折した形での具体化か)という点である。ここから、社会契約の理念がどの程度徹底されているかという点に着目した徹底した立憲主義と不徹底な立憲主義との区別を行いうるのである。この区別は、立憲主義の「よりよい具体化・現実化」の視点上立って、「より徹底した立憲主義」を求めることを可能とするものとして意義をもつ。<sup>108</sup>

以上の立憲主義の徹底という観点からすれば、憲法九条の絶対平和主義こそが徹底した立憲主義を具体化するものとして有意義である。この点に関しては以下の事柄が重要であろう。第一に、立憲主義の第一要素「国民の権利・自由の保障」との関連では、武力行使を伴う平和主義は究極的に人権保障を危うくするという点が重要である。<sup>109</sup>

第二に、立憲主義の第二要素「国民・国民代表の参加」との関連では、国民主権や民主主義が達成されていなかった大日本帝国憲法の下で、「戦争の惨禍」が非民主的な「政府の行為によつて」引き起こされたという歴史的経験(日本国憲法前文第一段)、また、この経験からすれば、「国民・国民代表の参加」の徹底は、絶対平和主義の理念の実現をも可能なものにするという点が留意されなければならない。さらに、民主的国家どうしは戦争をしないという「民主的平和」論も、この文脈では重要であろう。<sup>110</sup>

近代立憲主義は、人権を明文化して保障し、同時に軍事力を肯定して国民の利益を対外的に確保しようとした。しかし、立憲主義の徹底という観点からすれば、近代立憲主義は未だ不徹底な立憲主義に止まっていたというほかはなく、憲法九条の絶対平和主義こそが徹底した立憲主義の立場に立つものといえることができる。近代立憲主義と現代立憲主義という概念を用いて説明される次の山内敏弘教授の指摘も、同じ趣旨のものと考えられよう。「近代立憲主義は人権論と軍事力のあり方について大幅な見直しを迫られたといつてよい。…このような発展の潮流を現代立憲主義の潮流と位置づけるならば、日本国憲法は、まさにその典型的な事例と位置づけることができるのである。それは、平和的生存権と戦争の放棄、そして軍事力の不保持を規定することによって、現代立憲主義の最先端の地平を切り開きつつあるということができるとし、また、そのような現代立憲主義こそが、近代立憲主義を継承しつつ、それを二一世紀へと発展させていく役割を担っていくことができると思われる」<sup>11)</sup>。

2 第二に、沖縄の経験の共有という視点である。沖縄のこれまでの経験を共有することで、憲法九条の価値を擁護する基盤が維持できるのではないかと考える。まず第一に、マイナスの側面の経験を共有すべきという点である。政府から切り捨てられ、米軍基地のもとで多大なる犠牲を強いられ、日本政府も沖縄を守らない、そういう記憶が「戦争の記憶」の回復につながるのではないかと思われる。

第二に、プラスの側面の経験を共有すべきという点である。沖縄では、改憲・論憲の論調はほとんど表面化してはいないように見受けられる。それは、沖縄が日本国憲法の下へ復帰したという歴史性を有しており、憲法が依拠する価値・理念を最も真剣に受け止めていることに由来するものと考えられるであろう。ここで、「日本国憲法の下へ復帰した」という表現は、権利意識の低さや差別が依然として残る日本という国へ復帰したわけではなくということの意味する。憲法が強く保障する平和主義や人権、主権を求めて、復帰運動が展開されたのであった。

そう考えれば、沖縄において、改憲・論憲の声が低調なのは至極当然といえる。このような復帰時の思想、ハーバースの憲法愛國主義の思想が全国的に共有されるべき沖縄の経験の一つと考えるべきであろう。

3 最後に、以下の二点について指摘しておきたい。第一に、様々に主張されマスメディアで取り上げられるキャッチフレーズに目を奪われてはならないという点である。そのような批判的な意味で、これまで、「危機管理」、「災害救援」、「邦人救出」、「国平和主義」、「普通の国」、「国際貢献」、「国連中心主義」という言葉を取り上げ検討してきたつもりである。これらは、時として事実を見えなくさせ、一定の方向へ世論を導く先導的な役割を果たすものであるため危険性を有する。他にも、コソボ紛争の時の「民族浄化」、沖縄県知事選の際の「県政不況」、那覇市長選の際の「革新疲労」等の言葉を見れば、その効果がどれほど絶大であったかということをつかがい知ることができるとであろう。

第二に、原理・原則からの逸脱を安易に認めてはならないという点である。この点で、自治体による靖国神社への公金支出を違憲と判断した愛媛玉串料訴訟最高裁判決で、尾崎行信裁判官が述べた次の意見を想起する必要がある。「初期においては些少で問題にシなくてよいと思われる事態が、既成事実となり、積み上げられ、取り返し不能な状態に達する危険があることは、歴史の教訓でもある。この面からも、現象の大小を問わず、この本質に関しては原則を固守することをおろそかにすべきではない」。現在の政治状況は、「初期」の事態を通り越してしまつて、いよいよ「取り返し不能な状態」に向かいつつあることを想起しなければならないであろう。

(1) 芦部信喜『宗教・人権・憲法学』(有斐閣、一九九九)三〇四頁。

(2) 樋口陽一「現代の改憲論と有事法制」『世界』六六七号(一九九九)三八頁以下。

- (3) 佐藤功『憲法改正論の系譜と現状』ジュリ臨増『日本国憲法……30年の軌跡と展望』(一九七七)四四頁以下。戦後政治史については、石川真澄『戦後政治史』(岩波新書、一九九五)等参照。
- (4) 憲法成立史については、田中英夫『憲法成立史』前掲③「ジュリ臨増」二七頁以下、大野保治「成立の経過」法時臨増『憲法三〇年の理論と展望』(一九七七)二六五頁、古関彰一『新憲法の誕生』(中公叢書、一九八九)、竹前榮治・岡部史信『日本国憲法検証・資料と論点第一巻・憲法制定史』(小学館文庫、二〇〇〇)等参照。
- (5) 佐藤(功)・前掲③四五頁。二つの改憲案については、中村睦男『憲法改正論50年と憲法学』樋口陽一他編『憲法理論の50年』(日本評論社、一九九六)一八二頁以下等参照。
- (6) 惠庭事件に関する札幌地裁昭和四二年三月二十九日判決下刑集九卷三三九五頁(憲法判断の回避)、長沼事件に関する札幌高裁昭和五年八月五日判決民集三六卷九号二二二頁以下(統治行為論)、百里基地訴訟に関する水戸地裁昭和五二年二月一七日判決判時八四二号二二頁以下(統治行為論)参照。
- (7) 「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の問題点については、杉原泰雄『平和憲法』(岩波新書、一九八七)二八頁以下、和田進『戦後日本の平和意識』(青木書店、一九九七)一三二頁等参照。
- (8) 解釈改憲については、栗城壽夫『解釈改憲』というらえ方の理論的問題点——『憲法変遷』や『違憲合法』とも関連させて、法時六八巻六号(一九九六)一九頁以下、三輪隆「戦後社会と改憲問題」樋口陽一編『講座・憲法学 別巻』(一九九五、日本評論社)二九七頁以下、新井章「憲法五〇年論争史——九条問題を中心に」別冊世界『ハンドブック・新ガイドラインって何だ?』(一九九七)一三〇頁以下等参照。
- (9) 渡辺洋三『現代日本社会と民主主義』(岩波新書、一九八二)一〇〇頁以下、中村・前掲⑤一九二頁、渡辺治「政治改革と憲法改正——中曽根康弘から小沢一郎へ」(青木書店、一九九四)三三二頁以下、佐藤功『憲法問題を考える——視点



- と論点——(日本評論社、一九八一)二四一頁以下、同『統憲法問題を考える——視点と論点——』(日本評論社、一九八三)三〇五頁以下等参照。
- (10) 渡辺(洋)・前掲(9)一〇〇頁。
- (11) 三輪・前掲(8)三二三、四頁。渡辺(治)・前掲(9)三三五頁以下等参照。
- (12) 水島朝穂『現代軍事法制の研究——脱軍事化への道程——』(日本評論社、一九九五)二八六頁以下、同『この国は「国連の戦争」に参加するのか——新ガイドライン・周辺事態法批判』(高文研、一九九九)五〇頁以下等参照。
- (13) 渡辺治『日本の大國化は何をめざすか』(岩波ブックレット、一九九七)二八頁。
- (14) 渡辺(治)・前掲(9)一四五頁以下参照。
- (15) 小沢一郎『日本改造計画』(講談社、一九九三)、同『日本国憲法改正試案』『文藝春秋』七七卷九号(一九九九)九四頁以下。
- (16) 自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議編『日本国憲法改正草案』(現代書林、一九九三)。
- (17) 読売新聞社調査研究本部編『憲法を考える』(読売新聞社、一九九三)一三頁以下、『読売新聞』一九九四一月三日期刊、二〇〇〇年五月三日期刊。「憲法改正私案」について検討したものととして、奥平康弘『改憲』アングルからみた『憲法五〇年』法時六八巻六号(一九九六)六頁以下、山内敏弘『戦後改憲論にみる立憲主義の欠落』比較憲法史研究会編『憲法の歴史と比較』(日本評論社、一九九八)六八頁以下等参照。
- (18) 西部邁『私の憲法論——日本国憲法改正試案』(徳間書店、一九九一)。
- (19) 小林節『憲法守って国滅ぶ』(ワニの本、一九九二)。
- (20) 山崎拓『憲法改正——道義国家をめざして——』(生産性出版、二〇〇一)。

- (21) 立法改憲については、渡辺(治)・前掲(9)一六七頁以下、新井・前掲(8)一三四頁以下、三輪隆「平和基本法構想と改憲の新しい方式」渡辺治他『憲法改正』批判(労働旬報社、一九九四)七五頁以下等参照。
- (22) 新井・前掲(8)一三四、五頁以下。
- (23) 佐藤(功)・前掲(3)四八頁以下。
- (24) 渡辺(治)・前掲(9)八七頁以下。
- (25) 自主憲法期成議員同盟他編・前掲(16)四三頁、小林・前掲(19)五一頁、渡部昇一・小林節『そろそろ憲法を変えてみようか』(致知出版社、二〇〇一)一七九頁以下、山崎・前掲(20)一一〇頁以下。
- (26) 小林・前掲(19)五一頁以下、九五頁以下、一四〇頁以下、渡部他・前掲(25)一七〇頁以下、一八一頁以下、山崎・前掲(20)一〇五頁以下。
- (27) 自主憲法期成議員同盟他編・前掲(16)一頁以下。
- (28) 自主憲法期成議員同盟他編・前掲(16)一六頁以下、小林・前掲(19)四四頁、一一二頁以下、山崎・前掲(20)四三頁以下。
- (29) 自主憲法期成議員同盟他編・前掲(16)二四頁以下、小林・前掲(19)四六頁以下、八九頁以下、一七〇頁以下、山崎・前掲(20)二六頁以下、五四頁以下。
- (30) 自主憲法期成議員同盟他編・前掲(16)二六二頁以下、小林・前掲(19)七三頁、一七六頁、二二〇頁以下、山崎・前掲(20)八四頁、一〇二頁、一一一頁以下。
- (31) 有事立法研究については、佐藤・前掲(9)「統憲法問題を考える」一一一頁以下、水島・前掲(12)「現代軍事法制の研究」二八六頁以下、續編「実体化する防衛庁の有事立法」社会批評社編集部編『最新有事法制情報』(社会批評社、一九九八)一一〇頁以下、同「新たな「国家総動員体制」——軍事体制を強化する有事立法研究」派兵子エック編集部編『日

- 米安保「再定義」を読む」(社会評論社、一九九六)二八頁以下、同『検証・新ガイドライン安保体制』(インパクト出版会、一九九八)六一頁以下、加藤英範「有事法制と人権——有事法制研究の状況」憲法研究所・上田勝美編『平和憲法と新安保体制』(法律文化社、一九九八)一〇六頁以下等参照。
- (32) 額綱・前掲(31)「実体化する防衛庁の有事立法」一一八頁。
- (33) 額綱・前掲(31)「実体化する防衛庁の有事立法」一一九頁。
- (34) 家正治「海外派兵の諸形態と動向」憲法研究所・上田勝美編・前掲(31)八七頁以下、常岡せつ子「邦人輸送」山内敏弘編『日米新ガイドラインと周辺事態法』(法律文化社、一九九九)一九二頁以下等参照。
- (35) 『琉球新報』二〇〇〇年九月二日朝刊。
- (36) 『琉球新報』二〇〇〇年八月二日朝刊。
- (37) 水島・前掲(12)「この国は「国連の戦争」に参加するのか」七三頁以下、小西誠他『自衛隊の周辺事態出動』(社会批評社、一九九八)一四五頁以下、森英樹「経済制裁のための『船舶検査活動』」山内編・前掲(34)八四頁以下。
- (38) 次のような新ガイドラインの先取りも見られる。海上自衛隊が、停船の指示から立入検査の方法等まで具体的な実施手順を作成し関係先へすでに配布していたことが分かった。『沖縄タイムス』一九九九年四月二〇日朝刊。
- (39) 樋口陽一『個人と国家——今なぜ立憲主義か——』(集英社新書、二〇〇〇)三四頁参照。
- (40) 樋口陽一『自由と国家——いま『憲法』のもつ意味——』(岩波新書、一九八九)八七頁。
- (41) 下嶋哲朗「日の丸・君が代に抵抗する教師たち」『世界』六七〇号(二〇〇〇)一三四頁以下、青砥恭他『日の丸・君が代と子どもたち』(岩波ブックレット、二〇〇〇)、田中伸尚『日の丸・君が代の戦後史』(岩波新書、二〇〇〇)等参照。
- これに関連して、これまで十分に意識されてこなかった「良心の自由」の重要性を指摘したものととして、西原博史「国

旗・国歌から見えてきた良心の自由」『世界』六七六号(二〇〇〇)一三四頁以下参照。

(42) 『琉球新報』二〇〇〇年八月一日朝刊、『琉球新報』二〇〇〇年九月三〇日朝刊。

(43) 儀義文「中学歴史教科書『加害者の視点』後退」『世界』六八一号(二〇〇〇)二六頁以下。

(44) 野中広務「今世紀の問題は今世紀中に解決すべき——『A級戦犯分祀』提案もその一つ」文藝春秋編『日本の論点2000』(文藝春秋、一九九九)一六四頁以下、『琉球新報』二〇〇〇年八月一日朝刊。また、拙稿『靖国』法人化と憲法』『琉球新報』一九九九年一〇月五日朝刊参照。

(45) 安里英子「沖縄県新平和祈念資料館問題の背景とゆくえ」『アソシエ』二号(二〇〇〇)一八三頁、沖縄県歴史教育者協議会編『歴史と実践』二〇号(一九九九)等参照。

(46) 西原・前掲41一四一頁。

(47) 佐伯啓思・井上達夫「対論・主権国家のナショナル・アイデンティティとは」『世界』六六二号(一九九九)九二頁「井上発言」。

(48) 永井憲一『教育法学の原理と体系——教育人権保障の法制研究』(日本評論社、二〇〇〇)六五頁。

(49) 二つの「公共」概念の区別については、「法秩序主義」と「人権主義」との区別として整理する永井・前掲48五八頁以下、「国家的公共性」と「市民的生存権的公共性」との区別として整理する室井力「序説・国家の公共性とその法的基準」室井力他編『現代国家の公共性分析』(日本評論社、一九九〇)一四頁等参照。また、行政の公共性を「行政の存在理由」と説明した上で、行政の公共性分析につき、「行政目的や政策自体の分析だけでなく、それを實現する機構組織および實現の爲の手段とプロセスおよびそれに対する救済システムの全体にわたって、その存在理由に公共性を具体的に分析するものでなければならない」と指摘するものとして、原野翹『行政の公共性と行政法』(法律文化社、一九九七)五一頁参照。

- (50) 成嶋隆「教育と憲法」樋口陽一編『講座・憲法学4』（日本評論社、一九九四）一三五頁。
- (51) 樋口陽一「建設の学としての憲法学と批判理論としての憲法学——『学説と環境』という見地から」法時六八巻六号（一九九六）四八頁。
- (52) 憲法調査会設置の経緯や特徴、問題点等については、正木寛也「憲法調査会の設置と国会審議活性化法について」ジュリ一一六五号（一九九九）三一頁以下、江橋崇「憲法調査会設置法」法教二三三二号（二〇〇〇）二〇頁以下、吉田善明「憲法調査会の設置」ジュリ一一七七号（二〇〇〇）一四六頁以下、「特集・憲法調査会／憲法論議の行方」法時七二巻五号（二〇〇〇）所収の諸論稿、拙稿「憲法調査会」別冊法ゼミ『法学入門二〇〇一』（二〇〇一）八三頁以下等参照。
- (53) 芦部・前掲(1)二九六頁。
- (54) 読売新聞社調査研究本部編・前掲(1)一八頁。
- (55) 樋口陽一『比較のなかの日本国憲法』（岩波新書、一九七九）二七、八頁。
- (56) 樋口・前掲(5)四二、三頁。
- (57) 古川純「日本国憲法前史」樋口陽一編『講座・憲法学1』（日本評論社、一九九五）一〇三頁。また、田中英夫『憲法制定過程覚え書』（有斐閣、一九七九）一七一頁参照。
- (58) 小林・前掲(1)七六頁。また、渡部他・前掲(4)四六頁以下参照。
- (59) 樋口・前掲(4)八四頁。また、樋口教授は、この「世論が議員の動向をコントロールするというしくみは、それぞれ、議会制民主主義の——さかのぼって国民主権の——いちばんあたりまえの働らきにほかならない」と述べている。樋口・前掲(4)八五頁。樋口・前掲(3)二一九頁以下も参照。
- (60) 樋口陽一『普通の国』を超える憲法と「普通の国」すら断念する改憲論（かまがわブックレット、一九九五）一〇、一

一頁。樋口・前掲(3)二二二頁以下参照。

(61) 自主憲法期成議員同盟他編・前掲(1)一三頁、三五頁以下、小林・前掲(19)一〇六頁以下。

(62) 杉田敦「憲法をめぐる対話——『国民』という単位を超えられないのか』『世界』六七六号(二〇〇〇)九八頁。

(63) 改憲論の中にも、全面的な改憲を唱えないものも存する。自主憲法期成議員同盟他編・前掲(1)一四頁、渡部他・前掲(2)二〇頁以下。

(64) 樋口陽一「転換期の憲法?」(敬文堂、一九九六)二五頁。樋口・前掲(3)一六八頁以下参照。

(65) 読売新聞社調査研究本部編・前掲(1)一五、二四頁。また、同調査会は、確立された国際法が憲法より優位とする見解をも前提としているが、この点については取り上げない。

(66) 自主憲法期成議員同盟他編・前掲(1)二八頁以下。同旨、山崎・前掲(2)六八頁以下参照。

(67) 栗城壽夫「立憲主義と国家主権——ドイツの憲法理論史をたどりながら——」法時臨増『憲法と平和主義』(二九七五)七一頁。

(68) 栗城・前掲(7)七七、八頁、同「憲法と自然法」水波朗他編『自然法——反省と展望——』(創文社、一九八七)三八五頁以下参照。

(69) 芦部信喜他「座談会 日本国憲法五〇年の歩み」ジュリー一〇八九号(一九九六)一八頁「高橋和之発言」、渡部他・前掲(2)二八頁以下、一四八頁以下参照。

(70) 山内・前掲(7)七七、八頁。

(71) 樋口陽一「憲法と国家——同時代を問う——」(岩波新書、一九九九)一四〇頁。

(72) 平和主義における現実主義については、愛敬浩二「安保反対運動にはどのような意義があったのか?——安保論争史」森

- 英樹他編『グローバル安保体制が動きだす』（日本評論社、一九九八）一五六頁以下参照。
- (73) 芦部他・前掲(6)一八頁「樋口陽一発言」。
- (74) 樋口陽一「戦争放棄」樋口陽一編『講座・憲法学2』（日本評論社、一九九四）一二〇、一頁。同・前掲(3)二二二頁以下、同・前掲(6)三九頁以下、芦部他・前掲(6)一八、九頁「樋口陽一発言」参照。
- (75) この点、「軍の多機能化」という表現を用いて同様の問題性を指摘するものとして、三輪・前掲(2)一一七頁。また同様に、「戦闘機能・非戦闘機能等価論」として批判的検討を行うものとして、水島朝穂「自衛隊の平和憲法的解編構想」深瀬忠一他編『恒久世界平和のために——日本国憲法からの提言——』（勁草書房、一九九八）五九七、八頁。
- (76) 水島朝穂「ビッケレスキュー東京二〇〇〇への疑問(上)(下)」「沖繩タイムズ」二〇〇〇年九月二〇日朝刊、二二日朝刊。また、斎藤貴男「防災スベクタクルの一日」「世界」六八一号（二〇〇〇）三八頁以下参照。
- (77) 水島朝穂『武力なき平和——日本国憲法の構想力——』（岩波書店、一九九七）参照。
- (78) 栗山尚一『日米同盟・漂流からの脱却』（日本経済新聞社、一九九七）参照。
- (79) 小沢・前掲(15)「日本改造計画」一〇三、四頁。
- (80) 小沢・前掲(15)「日本改造計画」一一二以下頁。
- (81) 樋口・前掲(6)三二頁以下。
- (82) 樋口・前掲(3)二二五、六頁。
- (83) 森英樹「『国際貢献』論と国連」渡辺他・前掲(2)二四六頁以下。
- (84) 森・前掲(3)二五四、五頁。
- (85) ローレンス・W・ピア、保岡孝顕訳「日本国憲法の精神に則った国際協力の新しい発想とは何か」上智大学社会正義研

研究所・国際基督教大学社会科学研究所編『国際協力と日本国憲法』(現代人文社、一九九八)一八頁。

(86) 金哲洙「全人類の平和的生存権保障と日本の役割」上智大学社会正義研究所他編・前掲85三〇頁以下。

(87) 江橋崇「自治体の国際協力活動で求められるもの」上智大学社会正義研究所他編・前掲85三七頁以下、長洲一二「グローバル化と民際外交」上智大学社会正義研究所他編・前掲85五七頁以下、君島東彦「平和を実現する主体——安全保障観の転換にも触れて」『憲法問題』一〇号(一九九九)二〇頁以下、同「NGOの憲法学——予備的考察」浦田賢治編『立憲主義・民主主義・平和主義』(三省堂、二〇〇二)二四一頁以下等参照。また、「軍事組織としての性格を消失させた上で、旧自衛隊の人員・装備等を、軍事機能以外の有益な特性を活かしつつ、関連する国家机关、地方自治体、民間の三分野に振り分けていく。そして、旧自衛隊のなから、必要な人員・装備を抽出して、『国際災害救援隊(仮称)』を編成する」と述べるものとして、水島・前掲74六〇二頁参照。

(88) 浦部法穂「『経済大国』と改憲論」渡辺他・前掲83三〇四頁。

(89) 浦部・前掲88三一六頁以下。

(90) 浦部・前掲88三二八頁以下。

(91) 小沢・前掲85「日本改造計画」三三三頁。

(92) 小沢・前掲85「日本改造計画」一一六、七頁。

(93) 浅井基文『国連中心主義』と日本国憲法(岩波ブックレット)一一三頁以下。

(94) 植田隆子他「座談会・ユーゴ空爆は正しかったのか」『世界』六六二号(一九九九)一九二頁以下「松井芳郎発言」。

(95) アメリカによるNATOの戦略的利用については、西村陽一「ユーゴ空爆はNATO新戦略概念の演習だ」『世界』六六二号(一九九九)一九九頁以下、豊下楯彦「NATO新戦略と周辺事態法——『主体性幻想』のなかの日本外交」『世界』



- 六六三号(一九九九)五七頁以下等参照。また、リチャード・アミテージ(現国務副長官)が二〇〇一年一月に山崎拓に対し、「中国との関係は、戦略的パートナーから戦略的ライバルに切り替える。中国重視から日本重視に転換する」と明言したとされるが(山崎・前掲四七五頁)、この戦略転換は、日本に集団的自衛権の行使を求めるものとして重要な意義を有するということの他に、アジア太平洋地域での安全保障政策における日米安保の役割を、これまで以上に重要視し、NATOとともに日米安保を自国の国益確保の手段として位置づけしなおしたものとして、みるこができるであろう。
- (96) 『沖繩タイムズ』一九九九年三月一日日朝刊、「忍び寄る影・ガイドライン関連法案3」、『琉球新報』一九九九年四月二二日朝刊。
- (97) 孫占坤「中国から見る日米安保」剣持一巳編『安保「再定義」と沖繩——アジアの視点から』(緑風出版、一九九七)六一頁参照。
- (98) 黄彬華「東南アジアから見た『日米安保共同宣言』」剣持編・前掲四一九〇頁。
- (99) 徐勝「朝鮮半島と日米安保共同宣言、沖繩」剣持編・前掲四二二六頁。
- (100) 古川照美「国際紛争処理法の展開——理論と実際——」村瀬信也他『現代国際法の指標』(有斐閣、一九九四)二四〇頁。
- (101) 小沢・前掲四『日本改造計画』一二七頁以下、読売新聞社調査研究本部編・前掲四一九以下頁。また、澤野義一『非武装中立と平和保障』(青木書店、一九九七)二二三頁以下、一五五頁以下参照。
- (102) 古川純・山内敏弘『戦争と平和』(岩波書店、一九九三)二二四頁以下、三輪・前掲四一一五頁等参照。
- (103) この点、「国連精神と安保体制とは、原理的に両立不可能であって、国連中心・強化・活性化を言うなら、まずもって安保体制を停止・廃止し軍縮に向かうのが本筋である」とする指摘もある。森・前掲四二七四頁。
- (104) UNDP『人間開発報告書1994』(国際協力出版会、一九九四)二二三頁以下参照。

- (105) 「人間の安全保障」については、武者小路公秀「グローバル化のもとでの人間安全保障」上智大学社会正義研究所他編・前掲(2)二五頁以下、同「平和的生存権と人間安全保障——転換期国際政治の平和構造と布憲主義——」深瀬他編・前掲(2)一六六頁以下、浦部法穂「『国家安全保障』から『人間安全保障』へ——『南北問題』の解決に向けて——」山内編・前掲(3)二五九頁以下、山内敏弘「国際安全保障と平和的生存権」岩村正彦他編『岩波講座現代の法2』(岩波書店、一九九七)二〇九頁以下、多谷千香子『ODAと人間の安全保障』(有斐閣、二〇〇〇)等参照。
- (106) 樋口陽一「憲法I」(青林書院、一九九八)二二頁。
- (107) 上田勝美「日本の立憲平和主義に関する理論と課題」杉原泰雄先生古稀記念論文集刊行会編『二一世紀の立憲主義——現代憲法の歴史と課題——』(勁草書房、二〇〇〇)二〇一頁以下等参照。
- (108) 拙稿「立憲主義と周辺事態法」『憲法問題』一〇号(一九九九)九二頁参照。
- (109) 浦田一郎「現代の平和主義と立憲主義」(日本評論社、一九九五)四〇頁以下、清水睦「近代立憲主義の『価値』の今日的位相」『憲法問題』八号(一九九七)八三頁、澤野・前掲(101)一一二頁以下。
- (110) ブルース・ラセット、鴨武彦訳『バクス・デモクラティア——冷戦後世界への原理——』(東京大学出版会、一九九六)。
- (111) 山内・前掲(7)七八頁。
- (112) ユルゲン・ハーバーマス、三島憲一他訳『遅ればせの革命』(岩波書店、一九九二)五〇頁以下。憲法愛国主義の思想を用いて、「沖繩」という視点から国民国家「日本」を問い直す見地を提示するものとして、仲地博・水島朝穂編『才キナワと憲法』(法律文化社、一九九八)三四頁「愛敬浩二執筆」参照。
- (113) 最高裁判平成九年四月二日大法廷判決時一六〇一号四七頁以下。